

小清水町国土強靱化地域計画

令和2年3月

小清水町

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1-1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 1-2 計画の位置づけ | 2 |
| 1-3 計画の基本目標 | 3 |
| 1-4 基本的な方針 | 4 |
| 第2章 脆弱性の評価 | 6 |
| 2-1 脆弱性評価の考え方 | 6 |
| 2-2 対象とするリスク | 6 |
| 2-3 最悪の事態の設定 | 12 |
| 2-4 評価の実施手順 | 13 |
| 2-5 評価結果 | 14 |
| 第3章 推進方針 | 29 |
| 3-1 施策プログラム設定の考え方 | 29 |
| 3-2 目標値の設定 | 29 |
| 3-3 施策の重点化 | 30 |
| 3-4 推進事業の設定 | 30 |
| 3-5 施策プログラム一覧 | 31 |
| 第4章 計画の推進 | 44 |
| 4-1 計画の推進期間等 | 44 |
| 4-2 計画の推進方法 | 44 |
| 4-3 計画の推進体制 | 45 |

第1章 基本的な考え方

1-1 計画の策定趣旨

わが国では、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済機能の脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、2013年（平成25年）12月に、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、翌2014年（平成26年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。北海道においても、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が2015年（平成27年）3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

この間、本町においても、東日本大震災や北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「小清水町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取り組みを強化してきました。本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、町の強靱化を図ることは、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国全体・北海道全体の強靱化を進める上からも不可欠な課題となっています。

こうした認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「小清水町国土強靱化地域計画」を策定します。

1-2 計画の位置づけ

「小清水町国土強靱化地域計画」は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町の全域・全般における国土強靱化に関する指針と位置づけられます。

そのため、国・北海道の強靱化計画と調和しながら、町の総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図り、また、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通など国土強靱化に関連する他の分野別計画と連携し、長期的な観点に立って一体的に強靱化に関する施策を推進するものです。

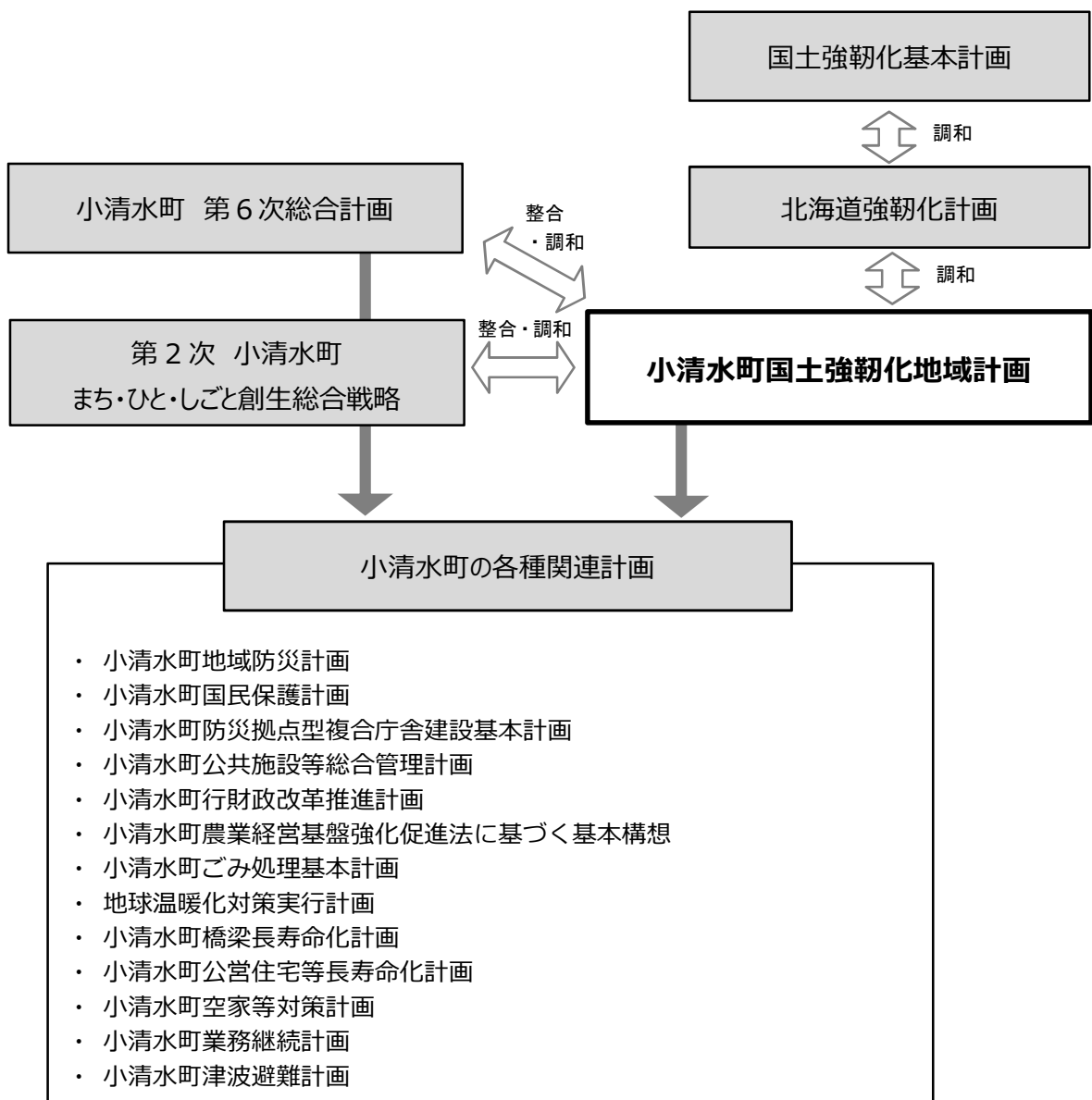


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画の基本目標

小清水町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産および町の社会経済機能を守ることに加え、本町の持つ特性・強みを活かして国全体・北海道全体の強靱化に貢献していくことにあります。また、強靱化は災害時の備えであるとともに、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野で平時の機能強化にもつながる取り組みとします。

このようなことから、人口の減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の地域活性化と持続的な発展につながるものでなければなりません。

以上の考え方にに基づき、国土強靱化基本計画が掲げる理念の「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標（下記参照）と、北海道強靱化計画が掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、以下の3つを小清水町の強靱化を推進する上での基本目標とします。

【小清水町の強靱化の基本目標】

- ① 大規模自然災害から町民の生命・財産と小清水町の社会経済機能を守る
- ② 小清水町の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献する
- ③ 小清水町の持続的成長を促進する

【参考：国土強靱化の理念】（部分抜粋）

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

国土強靱化基本計画（2018年12月閣議決定）より部分抜粋

1-4 基本的な方針

本町の強靱化を推進する上での基本的な方針を、国の基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針（次頁）」に即して次のように定めます。

【小清水町の強靱化の基本的な方針】

（１）強靱化の取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味します。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据え、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- ③ 強靱化とともに地域の魅力・活力を高め、第 6 次小清水町総合計画で将来像として掲げる「未来につながるまちづくり」を実現することで、都市部への人口集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現に貢献します。
- ④ 本町の社会経済機能が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。
- ⑤ 広域的な視点を持ち、大規模災害時に本町の優れた食糧供給力を活かすための取り組みや、オホーツク地域で災害が発生した時の前線基地としての機能強化なども検討します。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策・施設となるよう工夫します。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少、気象の変化、施設等の老朽化等を踏まえ、対策が遅くなるほど被害リスクが高まることを意識し、限られた資金を効率的に配分し、施策の重点化を図ります。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ります。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する取り組みを推進します。
- ⑬ 人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑭ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ⑮ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- ⑯ 本町の優れた自然環境を保全するとともに、自然の持つ多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ります。

【参考：国土強靱化を推進する上での基本的な方針】（部分抜粋）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い 国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京 一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

国土強靱化基本計画（2018年12月閣議決定）より部分抜粋

第2章 脆弱性の評価

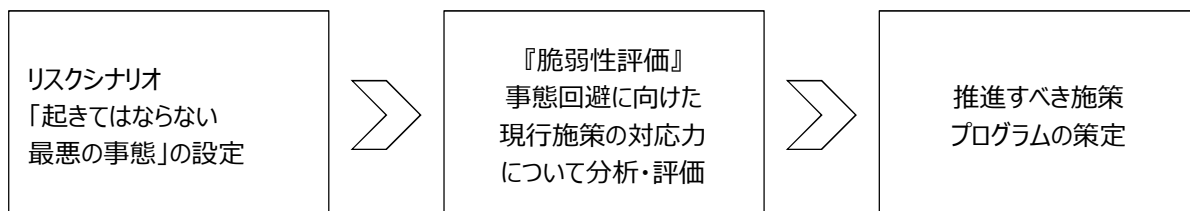
2-1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスです。（基本法第9条第5項）

国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる小清水町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



2-2 対象とするリスク

(1) 想定するリスクの考え方

過去に本町で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施しました。

また、国土強靱化への貢献という観点から、本町での自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外や道外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価しました。

(2) 本町において想定する災害リスク

① 地震・津波

(影響を及ぼすおそれのある活断層)

本町に影響を及ぼすと考えられる活断層は、標津断層帯と弟子屈断層帯です。

本断層帯については、最新活動時期を特定できていないため、将来における地震発生の可能性について十分な検討ができていない段階にあります。国においても、過去の活動履歴に結びつく資料の蓄積に努めているところであり、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じて、地震被害想定を見直すこととしています。

標津断層帯の長期評価の概要については、下表のとおりですが、この断層を震源とする地震が発生した場合、本町においても、場所によっては震度 5 強程度の揺れが想定されています。また、弟子屈断層帯については、長期評価が行われていないため不明となっています。

表 2-1 本町に影響を及ぼすと考えられる活断層

| 断層帯名 | 長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | |
|-------|----------------------------|--------|--------|---------|
| | | 30 年以内 | 50 年以内 | 100 年以内 |
| 標津断層帯 | 7.7 程度以上 | 不明 | 不明 | 不明 |

(地震・津波の想定)

北海道地域防災計画の「北海道における想定地震津波」に沿った考え方を基本とします。

北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定し、これらのモデルを対象に、地震動の被害想定調査を平成 24 年度から行っています。平成 29 年度に、オホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）の地震被害想定調査の結果をとりまとめ公表しています。

被害が最も大きい本町の想定結果は、次頁表のとおりで、標津断層帯の地震で冬の早朝に震度 6.5 が発生した場合、負傷者 49 名、避難者 1,421 名、全壊棟数 134 棟と想定されています。

(北海道内の過去の被害状況)

- ・釧路沖地震（1993 年）M7.5、最大震度 6、死者 2 人
- ・北海道南西沖地震(1993 年)M7.8、最大震度 6(推定)、最大遡上高 30m 以上、死者・行方不明者 229 人
- ・十勝沖地震(2003 年)・・・M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m、死者・行方不明者 2 人
- ・北海道胆振東部地震(2018 年)M6.7、最大震度 7、死者 44 人

表 2-2 本町での地震被害想定結果（最も大きい被害想定）

| 被害想定項目 | 小項目 | (冬の早朝) | |
|--------------|----------------|-------------|----------|
| (1) 地震動 | 地表における震度 | 6.5 | |
| (2) 建物被害 | 揺れによる建物被害 | 全壊棟数 | 133 棟 |
| | | 半壊棟数 | 457 棟 |
| | 液状化による建物被害 | 全壊棟数 | 1 棟未満 |
| | | 半壊棟数 | 1 棟未満 |
| | 急傾斜地崩壊による建物被害 | 全壊棟数 | 1 棟未満 |
| | | 半壊棟数 | 1 棟未満 |
| | 計 | 全壊棟数 | 134 棟 |
| | | 半壊棟数 | 458 棟 |
| (3) 人的被害 | 揺れによる人的被害 | 死傷者数 | 1 人未満 |
| | | 重傷者数 | 5 人 |
| | | 軽傷者数 | 43 人 |
| | 急傾斜地崩壊による人的被害 | 死傷者数 | 1 人未満 |
| | | 重傷者数 | 1 人未満 |
| | | 軽傷者数 | 1 人未満 |
| | 火災被害による人的被害 | 死傷者数 | 1 人未満 |
| | | 重傷者数 | 1 人未満 |
| | | 軽傷者数 | 1 人未満 |
| | 計 | 死傷者数 | 1 人 |
| | | 重傷者数 | 5 人 |
| | | 軽傷者数 | 44 人 |
| | 避難者数 | 避難所生活者数 | 924 人 |
| 避難所外避難者数 | | 497 人 | |
| 避難者数計 | | 1,421 人 | |
| (4) ライフライン被害 | 上水道の被害 | 被害箇所数 | 114 箇所 |
| | | 断水世帯数（直後） | 1,845 世帯 |
| | | ※断水人口（直後） | 4,680 人 |
| | | 断水世帯数（1 日後） | 1,526 世帯 |
| | | ※断水人口（1 日後） | 3,871 人 |
| | | 断水世帯数（2 日後） | 1,515 世帯 |
| | | ※断水人口（2 日後） | 3,842 人 |
| | 下水道の被害 | 被害延長（km） | 4.1km |
| | | 機能支障世帯数 | 161 世帯 |
| | | ※機能支障人口 | 409 人 |
| (5) 交通施設障害 | 主要な道路の被害 | 被害箇所数 | 7 箇所 |
| | その他の道路の被害 | 被害箇所数 | 48 箇所 |
| | 橋梁（15km 以上）の被害 | 不通箇所数 | 2 箇所 |
| | | 通行支障箇所数 | 3 箇所 |
| | 橋梁（15km 未満）の被害 | 不通箇所数 | 1 箇所未満 |
| | | 通行支障箇所数 | 1 箇所 |

資料：オホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）の地震被害想定調査の結果（平成 29 年度、北海道）

② 豪雨/暴風雨/竜巻

(洪水の想定)

平成 30 年 3 月に北海道が作成する「洪水氾濫危険区域図」に基づき、浸水する範囲を示した地図「小清水町防災ハザードマップ（令和元年 11 月）」を発行しています。

浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（止別川流域：2.6 時間雨量 148mm、ポン止別川流域：2.0 時間雨量 149mm、浦士別川流域：2.3 時間雨量 153mm）の大雨が降ったことにより避難の目安となる氾濫を示しています。

本町の浸水想定区域内の避難世帯数は、市街地 561 世帯（小清水赤十字病院 99 床、特別養護老人ホーム愛寿苑入居可能数 80 室を含む）、北斗・中里・浜小清水地区 46 世帯、神浦・美和地区 10 世帯、共和・上徳地区 9 世帯、泉・水上地区 23 世帯の計 649 世帯と想定します。

(北海道内の過去の被害)

- ・過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個(全国平均約 3 個)と比較的少ないですが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生しています。
- ・1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）しています。

③ 豪雪/暴風雪

(暴風雪の想定)

寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生しています。

本町の過去の暴風雪による災害対応を踏まえ、道路通行止めのため帰宅困難者発生による避難所開設、人工透析患者の送致、集乳、観光バス等の立ち往生車両の救出及び、視界不良（ホワイトアウト）による交通事故を想定します。

(北海道内の過去の被害)

- ・2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生しています。

(3) 道外において想定する災害リスク

① 首都直下地震

- ・発生確率・・・M7.3 程度、30 年以内に 70%
- ・被害想定・・・死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県西

② 南海トラフ地震

- ・発生確率・・・M8~9 以上、30 年以内に 70~80%
- ・被害想定・・・死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)

参考：オホーツク地域の自然災害リスクなど

【主な自然災害リスク】

- ・網走沖、紋別沖に海底活断層があり、M7.8~7.9 の地震領域が想定されているが、内陸部には地震発生源となる活断層は、現在のところ確認されていない。
- ・雌阿寒岳が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。
- ・網走川、常呂川、湧別川、渚滑川流域では、1998年や2006年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生している。

【地域特性等】

- ・鉄道路線に限られており、高速化が進んでいないことなどから、道路への依存度が高い。

【主な施策の展開方向】

- ・雌阿寒岳の火山災害対策として、警戒避難体制の一層の充実を図る。
- ・豪雨災害による被害を防止・軽減するため、常呂川等における治水対策、土石流危険渓流等における土砂災害対策を推進する。
- ・大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、北海道横断自動車道や旭川紋別自動車道、遠軽北見道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、鉄道路線の高速化や女満別空港、紋別空港、網走港、紋別港の機能強化など地域内外との交通ネットワークの充実に向けた取組を推進する。

北海道強靱化計画（2015年3月）より部分抜粋

表 2-3 小清水町の災害記録（2000 年以降）

| 年月日 | 種類 | 概要 |
|---------------------------------|-----|---|
| 2008 年 (平成 20 年) 6 月 11 日 | 雹害 | 6 月 11 日昼過ぎ、上空に寒気が入った影響で大気の状態が不安定になり、オホーツク管内の広い範囲で降雹と激しい雨にみまわれ、町内の浜小清水地域から東野方面にかけて、農作物や農業施設などに大きな被害をもたらした。 ・降雹日時 6 月 11 日(水) 14:00 頃 ・被害地域 8 地域 ・農作物被害面積 約 3081ha (てん菜 1087ha、小麦 843ha、馬れいしよ 756ha、他 395ha) ・農産物被害金額 5 億 900 万円 ・ビニールハウス 72 棟 |
| 2011 年 (平成 23 年) 6 月 10 日 | 雹害 | 6 月 10 日、大雨を伴う降雹により、町内の上徳・共和高台地域から泉・東野・止別方面にかけて、農作物に被害が発生した。 ・降雹地域 5 地域 ・農作物被害面積 約 188ha (てん菜 106ha、小麦 39ha、大豆 13ha、他 30ha) |
| 2013 年 (平成 25 年) 3 月 2 日 | 暴風雪 | 3 月 2 日午後から発達した低気圧により、暴風雪警報が発表され、道東や道北地方で 3 日明け方まで暴風雪が猛威を振るった。このため、主要な国道では立ち往生する観光バスや車が多数みられた。こうした中、中標津町や湧別町などで、行き倒れや車内の一酸化中毒により 9 名が犠牲になった。 ・避難者 愛ホール 40 名、道の駅はなやか小清水 200 名 ・停電 浜小清水地域 |
| 2015 年 (平成 27 年) 10 月 8 日 | 水害 | 10 月 8 日明け方から 9 日にかけて、大型の台風 23 号が発達しながら道東地方に接近、温帯低気圧に変わっても勢いはそのまま続き、止別川、西幹線川が、浜小清水・中里地域で氾濫し、大きな被害を出した。 ・降水量 151.0 mm ・被害戸数 224 戸／324 戸 ・農作物被害面積 266ha |

出典：小清水町地域防災計画（2016 年 3 月改正）

2-3 最悪の事態の設定

(1) 本町の「起きてはならない最悪の事態」

国の基本計画で設定されている「起きてはならない最悪の事態」をもとに、「北海道強靱化計画」では積雪寒冷地であることなどの地域特性等を踏まえ、7つのカテゴリと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。

本町では、「北海道強靱化計画」と整合を図り、道内各自治体と連携した一体的な取り組みを進めるべく、北海道に準じ「7つのカテゴリ」と「20の起きてはならない最悪の事態」を設定します。

表 2-4 本町の「起きてはならない最悪の事態」

| カテゴリ（分野） | 起きてはならない最悪の事態 | |
|----------------|---------------|---------------------------------|
| 人命の保護 | 1-1 | 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| | 1-2 | 土砂災害による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模津波等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-5 | 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 |
| | 1-6 | 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 |
| | 1-7 | 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 |
| 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 | 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | 2-3 | 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 |
| 行政機能の確保 | 3-1 | 町内外における行政機能の大幅な低下 |
| ライフラインの確保 | 4-1 | エネルギー供給の停止 |
| | 4-2 | 食料の安定供給の停滞 |
| | 4-3 | 上下水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-4 | 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 |
| 経済活動の機能維持 | 5-1 | サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 |
| | 5-2 | 町内外における物流機能等の大幅な低下 |
| 二次災害の抑制 | 6-1 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 迅速な復旧・復興等 | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | 7-2 | 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |

2-4 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、北海道、民間事業者など町以外の実施主体による取組を含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行っています。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しています。

2-5 評価結果

7つのカテゴリごとに取りまとめた評価結果は以下のとおりです。

(1) 「人命の保護」に関する事項

| |
|--|
| 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 |
| (公共施設等の耐震化) |
| ○公共施設等の耐震化率は、約83%(H31年)となっている。法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。 |
| ○小中学校(100%)、社会福祉施設(66.7%)、公民館等(88.9%)などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。 |
| (建築物等の老朽化対策) |
| ○公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「小清水町公共施設等総合管理計画(平成27年3月策定)」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。 |
| ○町営住宅は、84棟、延べ床面積の合計は約21,000㎡となる。(令和2年3月現在) 公営住宅では、2000年以降に「若木団地」、「新止別団地」「新浜小清水団地」が建設されている。また、1990年代に建てられた住棟には、管理戸数が多い「南団地」や「小清水団地」などがあり、築後30年以上が経過し計画的に長寿命化修繕を実施する必要がある。 一方、1970年前後に建てられた「桜ヶ丘団地」「緑ヶ丘団地」「はまなす団地」は、築後50年以上が経過している住棟もあり、老朽ストックの計画的な取壊しを実施する必要がある。 |
| (避難場所の指定・整備) |
| ○災害対策基本法や小清水町地域防災計画に基づき指定緊急避難場所、指定避難所を指定しているが、町民等への更なる周知啓発が必要であり、平成30年3月に北海道より浸水想定区域が公表されていることから、それに応じた新たな指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う必要がある。 |
| ○災害時の指定避難所等として活用される公共施設等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。 |
| (緊急輸送道路等の整備) |
| ○救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。 |
| (その他) |
| ○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。 |
| 【指標(現状値)】 |
| ・公共施設の耐震化率 ----- 約83% (H31現在) |
| ・指定緊急避難場所及び指定避難所の箇所数 ----- 3箇所 (R1) |

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

○土砂災害警戒区域の指定については、国・北海道と連携し、必要な調査を行うとともに、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域のハザードマップ作成・更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(土砂災害警戒区域の整備)

○土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では未整備箇所が数多く残されており、国や北海道の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進める必要がある。

【指標(現状値)】

- ・土砂災害警戒区域指定数 ----- 2箇所 (H27)
- ・土砂災害から保全される人家戸数 ----- 18戸 (H29)
- ・土砂災害ハザードマップの作成 ----- 作成済 (H28)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

○今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。また、それに応じた海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を行う必要がある。

【指標(現状値)】

- ・津波ハザードマップの作成状況 ----- 作成済 (R1)
- ・津波避難計画の作成状況 ----- 作成済 (H28)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 本町では、国や道の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施しているが、今後とも、関係機関と連携し、浸水想定区域図の充実と一層の活用を図る。
- 内水ハザードマップについては、国や北海道と連携して作成を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 北海道と本町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備、支障木の伐採処理などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川の改修に重点化するなど、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

(ダム防災対策)

- ダムの管理用制御装置等の機器の修繕・更新を実施し、ダム施設の適切な維持管理を進める必要がある。

【指標(現状値)】

- ・洪水ハザードマップの作成・公表 ----- 作成・公表済 (R1)
- ・内水ハザードマップの作成・公表 ----- 未作成

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- 北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っている。本町においても国・北海道と連携し、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(防雪施設の整備)

- 各道路管理者(国、北海道、町)においては、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者(国、北海道、町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標(現状値)】

- ・除排雪車両保有台数 ----- 9台 (R1)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○災害時の公共交通機関の運行停止や通行止めによる町民・観光客・道路利用者などの帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・暖房器具の備蓄状況 ----- 毛布：534枚、ポータブル石油ストーブ：23台、
ジェットヒーター2台、アルミマット：271枚、発電機8台（R1）
- ・避難所運営マニュアルの策定 ----- 作成済（H28）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 現在、北海道により、関係行政機関の防災街報の共有化等が進められている。本町としても、被害軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国や北海道が中心となり、監視カメラ画像、雨災・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備と機能強化が進められている。本町としても同システムへ参画し、国・北海道と連携した迅速な災害対策を図る必要がある。
- 北海道では防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、市町村との情報共有を図り、住民等へ伝達している。今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、本町としても災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(自主防災組織の結成)

- 地域防災力の向上に向け、道の「地域防災マスター制度」などを活用し、自主防災組織の結成や人材育成を図る必要がある。
- 自主防災組織による災害情報等の情報連絡体制を確保するため、更なる地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 住民の人命保護のため、道の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、必要に応じて本町の避難勧告等の発令基準の見直し等、改善を進める必要がある。
- 災害時における住民安否情報類の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

- 住民への災害情報の伝達に必要な「こしみず情報メール」の利用登録促進と機能の充実を図るとともに、「Lアラート(公共情報コモンズ)」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国や北海道など関係機関との連携のもと、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、本町における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画を策定する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けて、町民や企業、団体、小中学校、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。
- 小中学校においては、各家庭への緊急連絡の際に学校連絡網フェアキャストを導入し、すべての家庭に迅速かつ正確な情報を伝達している。必要に応じて、地域・学校の実情の検証を行い、一層の効果的な取り組みを検討する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道との連携のもと、総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話の導入を検討する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・自主防災組織の組織活動の実施状況 -----63% (R1)
- ・こしみず情報メール登録件数 ----- 753件 (R1)

(2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、北海道が作成している活動指針等の見直しなどによる支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設営場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため北海道と連携して啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担も配慮のうえ、非常時物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・防災関係の協定件数（民間企業、団体・行政機関） ----- 21件（R1）

| |
|---|
| <p>2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞</p> <p>(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)</p> <p>○防災関係機関で構成する「小清水町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や総合防災訓練など関係行政機関の連携を図り、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>(自衛隊体制の維持・拡充)</p> <p>○大規模自然災害時について、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取り組みを推進する必要がある。</p> <p>(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)</p> <p>○消防救急無線のデジタル化が完了しており、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。</p> <p>○消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。</p> |
| <p>【指標(現状値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防救急無線デジタル化の状況 ----- 完了済 (H26) ・小清水町総合防災訓練の実施状況 ----- 3年に1回実施 (R1) |

| |
|--|
| <p>2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺</p> <p>(医療支援チームによる医療支援)</p> <p>○災害発生時における被災地域への医療支援チーム派遣について、北海道が中心となって組織する協力体制において本町の役割を十分に果たす必要がある。</p> <p>(災害時における福祉的支援)</p> <p>○北海道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織している。本町においては同組織について町内福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所への人的支援の促進を図る必要がある。</p> <p>(防疫対策)</p> <p>○災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生や、まん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。</p> |
| <p>【指標(現状値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく予防接種、麻しん・風しんワクチンの接種率 -----98.8% (R1) ・避難所用簡易トイレの備蓄 ----- 1台 (R1) |

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(町の災害対策本部機能の強化)

- 地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎は、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため耐震化を図る必要がある。本町においては「小清水町防災拠点型複合庁舎建設基本計画」に基づき、防災拠点としての庁舎整備を着実に進める必要がある。

(町の業務継続体制の整備)

- 「業務継続計画（BCP）」を作成しており、今後、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うとともに、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、必要に応じてIT部門の業務継続計画(IT-BCP)の見直しをする必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町内の消防団員数 ----- 81人 (R1)
- ・消防団活動・安全管理マニュアル策定状況----- 策定済 (H31)
- ・役場庁舎の耐震状況 ----- 未耐震
- ・消防署の耐震化率 ----- 耐震済 (H20)
- ・業務継続計画の策定状況 ----- 作成済 (H28)

(4)「ライフラインの確保」に関する事項

| |
|---|
| <p>4-1 エネルギー供給の停止</p> |
| <p>(再生可能エネルギーの導入拡大)</p> <p>○北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後さらなる拡大が期待できることから、北海道が設定している導入目標の実現に向け、本町としてもエネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。</p> |
| <p>(電力基盤の整備)</p> <p>○被災による停電時に備え、非常用電源や太陽光発電などの導入を推進する必要がある。</p> |
| <p>(多様なエネルギー資源の活用)</p> <p>○エネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大に向けた取組を促進する必要がある。</p> |
| <p>(避難所への石油燃料供給の確保)</p> <p>○北海道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油販売団体との間で協定や覚書を締結している。本協定等が災害時に有効に機能するよう、本町においても道と協力して平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p> |
| <p>【指標(現状値)】</p> <p>—</p> |

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

○本町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料供給に大きな影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を確実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

○現在、本町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、担い手の育成確保など、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効率的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、農業と観光・交流産業との連携による「小清水ブランド」の発信と高付加価値化による農産物等の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

○国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標(現状値)】

—

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策など、今後策定予定の水道ビジョンに基づく計画的な整備が必要である。また、今後、更新期を迎える施設については、将来の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの対策を推進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、各配水系統間連絡管などの整備を進めるとともに、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道BCPの策定)

○災害時に備え、本町所管の下水道施設のBCP策定を早急に進める必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

○地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化の着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない最適整備構想に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

○化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換が必要である。

【指標(現状値)】

- ・下水道BCPの策定状況 ----- 未策定 (R1)
- ・農業集落排水施設の最適整備構想策定状況 ----- 策定済 (R1)
- ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置 ----- 93% (H30)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐装化、老朽化対策)

- 落石や岩石崩落などの要対策箇所や路面性状調査により舗装修繕等の必要な箇所について、順次、対策工を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「橋梁長命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・路面性状調査の要対策箇所の対策率 ----- 23% (R1)
- ・橋梁の予防保全率 ----- 72% (R1)
- ・道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 ----- 策定済 (R1)

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(本社機能や生産拠点等の立地)

○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再調策を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

○中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

【指標(現状値)】

—

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

○災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標(現状値)】

—

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

○本町の面積の約半分は山林である。大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や作業道の整備を計画的に推進する必要がある。

○災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカ、野ネズミなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

○農業水利施設については、国と情報を共有し適切に維持管理を実施し、老朽化対策を促進することが必要である。

(河川管理施設の老朽化対策)

○排水機場等の河川管理施設については、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の老朽化が進んでいる状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。

【指標(現状値)】

・森林整備面積（国有林除く） ----- 107万ha（H31）

(7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

| |
|--|
| 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ |
| (災害廃棄物処理計画の策定) ○災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる自治体として、迅速な処理体制を構築するため、本町における「災害廃棄物処理計画」の策定を図る必要がある。 |
| (地籍調査情報の管理) ○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査結果等の情報を適切に管理する必要がある。 |
| 【指標(現状値)】 ・災害廃棄物処理計画の策定状況 ----- 未策定 ・地籍調査の実施率 ----- 100% (R1) |
| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |
| (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○大規模災害の発生により、行政機関等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対応がかつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 |
| (建設業の担い手確保) ○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、北海道内の建設業就業者のうち将来担い手となる15~29歳の構成比は低い水準にある。災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。 |
| 【指標(現状値)】 - |

第3章 推進方針

3-1 施策プログラム設定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「小清水町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

なお、施策の推進にあたっては、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮する必要があることから、本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとします。

3-2 目標値の設定

施策の推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策の推進に財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づけます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行います。

3-3 施策の重点化

施策の推進に必要な財源に制約がある中で、本計画の実効性を確保するためには、優先順位を考慮した施策の重点化を図っていくことが必要となります。

第6次小清水町総合計画に掲げる「未来につながるまちづくり」の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、本町の総合計画および総合戦略の施策展開や「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断して30の重点化すべき施策項目を設定しています。

【施策プログラム一覧（次頁以降）の表記について】

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載しています。
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に【重点】と記載・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていません。

3-4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、小清水町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については巻末の別表に整理しています。また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

3-5 施策プログラム一覧

(1) 人命の保護

| 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 | |
|----------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 住宅・建築物等の耐震化等 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。 ・小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化や防災対策等を促進し、利用者等の安全性を確保する。 <p>(2) 建築物等の老朽化対策 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の老朽化対策については、「小清水町公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。 ・空き家対策については、「小清水町空き家等対策計画」等に基づき、空き家等の適正管理の推進、空き家等の発生の抑制、空き家等の除却・利活用の促進支援を実施する。 <p>(3) 避難場所等の指定・整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。 ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。 ・災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。 <p>(4) 緊急輸送道路等の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化率 約 83%(R1) → 90%(R5) ・指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況 3箇所 → 拡充 |

| | |
|----------------------|--|
| 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 | |
| 施策 | <p>(1) 警戒避難体制の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、新たな土砂災害警戒区域の指定等に併せ、現行の土砂災害ハザードマップの改訂を推進する。 |
| 指標 | － |

| | |
|------------------------|--|
| 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 | |
| 施策 | <p>(1) 津波避難体制の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を推進する。 ・避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、町の津波避難計画に基づき整備を促進する。 |
| 指標 | － |

| | |
|-----------------------------|---|
| 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | |
| 施策 | <p>(1) 洪水・内水ハザードマップの作成 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、北海道により想定最大規模の洪水・高潮に対する浸水想定区域図等が示された場合に、洪水・高潮ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。 ・国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成など取組を推進する。 <p>(2) 河川改修等の治水対策 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。 ・下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。 |
| 指標 | ・内水ハザードマップの作成 未作成（R1）→作成（R5） |

| 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | |
|------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 暴風雪時における道路管理体制の強化 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。 ・防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。 <p>(2) 除雪体制の確保 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。 ・将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新を図る。 |
| 指標 | ・除排雪車両保有台数 9台（R1）→現状維持 |

| 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 | |
|--------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 冬季も含めた帰宅困難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。 <p>(2) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における冬季防寒対策として、発電機、ストーブ、ジェットヒーターなどの暖房器具の備蓄を促進する。 |
| 指標 | 暖房器具等の備蓄状況 現在保有数→必要に応じて拡充 |

| 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 | |
|--------------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 関係機関の情報共有化 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、「こしみず情報メール」などの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。 ・災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。 ・災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する。 <p>(2) 住民等への情報伝達体制の強化 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の見直し等、所要の対策を促進する。 ・住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線の整備も検討し、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート(公共情報コモンズ)を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。 <p>(3) 観光客、高齢者等の要配慮者対策 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、宿泊施設などの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。 ・災害時も含めた外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。 ・災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。 <p>(4) 地域防災活動、防災教育の推進 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。 ・防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPO などのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る。 ・教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動カバー率 69%(R1) → 80%(R5) |

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

| 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | |
|----------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 物資供給等に係る連携体制の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。 ・沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め町の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。 ・NPO やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。 <p>(2) 非常用物資の備蓄促進 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援制度の活用などを通じ、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。 ・家庭や企業等における備蓄について啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。 |
| 指標 | ・防災関係の協定件数（民間企業、団体・行政機関） 21 件（R1）→拡充 |

| 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 | |
|---------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関で構成する「小清水町防災会議」による総合防災訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化する。 <p>(2) 自衛隊体制の維持・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取組を推進する。 <p>(3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。 |
| 指標 | ・小清水消防団防災訓練 3年に2回実施 → 同数を維持 |

| 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 | |
|------------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 防疫対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。 <p>(2) 被災時の医療支援体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の充実を図るため、基幹病院や医療機器等の整備に努める。 ・関係機関と連携して、夜間及び休日等の救急医療体制の充実を図る。 ・網走厚生病院の脳神経外科が実施する救急医療及び医療機器等の整備について、斜網地域1市4町で負担し、体制整備に努める。 ・災害時の医療確保のために、災害拠点病院となる小清水赤十字病院の機能を確保するために、応急用医療資機材の整備を推進する必要がある。 <p>(3) 健康な体づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所での災害関連の疾患を予防するために、平時から町民一人一人が自分自身の健康状態の把握に努めるとともに、24時間電話健康相談や保健指導等の実施により、災害に負けない健康な体づくりを推進していく必要がある。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 98.8%(R1) → 100%(毎年) ・避難所用簡易トイレの備蓄 1台(R1) → 拡充 ・町民の特定健診受診率 40.0%(R1) → 50.0%(毎年) ・災害拠点病院における応急用医療資機材の整備状況 整備済→必要に応じて更新 |

(3) 行政機能の確保

| 3-1 町内外における行政機能の大幅な低下 | |
|-----------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 災害対策本部機能等の強化 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。 ・災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本庁舎の耐震化を促進する。 <p>(2) 行政の業務継続体制の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の業務継続計画を適宜見直し、災害時における業務の継続体制を確保する。 ・災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、強固なサーバー質の整備、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、本町の IT-BCP の見直しなど情報システムの機能維持のための取組を進める。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内の消防団員数 81 人 → 85 人 (R5) ・庁舎の耐震化状況 未耐震 → 新庁舎建設(R5) |

(4) ライフラインの確保

| 4-1 エネルギー供給の停止 | |
|----------------|---|
| 施策 | <p>(1) 再生可能エネルギーの導入拡大 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消など、関連施策を総合的に推進する。 <p>(2) 電力基盤等の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時による停電時に備え、主要施設における非常用電源の確保や太陽光発電の導入などを進める。 <p>(3) 多様なエネルギー資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスの利用拡大、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。 |
| 指標 | － |

| 4-2 食料の安定供給の停滞 | |
|----------------|--|
| 施策 | <p>(1) 食料生産基盤の整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時、災害時を問わず本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進する。 ・本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。 <p>(2) 食料品の販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。 <p>(3) 農産物の産地備蓄の推進 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。 |
| 指標 | － |

| 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 | |
|-----------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 水道施設等の防災対策【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。 ・災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。 <p>(2) 下水道施設等の防災対策【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えた下水道の BCP 策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、最適整備構想等に基づく老朽化対策を計画的に行う。 ・単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道 BCP の策定状況 未策定(R1) → 策定検討(R6) ・農業集落排水施設の最適整備構想策定状況 策定済(R1)→必要に応じて見直し ・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 93%(H31) → 95%(R4) |

| 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 | |
|-------------------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 交通ネットワークの整備 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。 <p>(2) 道路施設の防災対策等 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面性状調査の結果を踏まえた舗装修繕等の必要箇所や、落石・岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。 ・橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。 <p>(3) 鉄道の機能維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・路面性状調査の要対策箇所の対策率（町道） 23%(R1) → 74%(R11) ・橋梁の予防保全率（町道） 72%(R1) → 93%(R11) |

(5) 経済活動の機能維持

| 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 | |
|-------------------------------------|--|
| 施策 | (1) リスク分散を重視した企業立地等の促進【重点】 ・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転、立地に向けた取組を促進する。 (2) 企業の業務継続体制の強化 ・大災害における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。 |
| 指標 | － |

| 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下 | |
|------------------------|---|
| 施策 | (1) 陸路における流通拠点の機能強化 ・広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通業務施設の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。 |
| 指標 | － |

(6) 二次災害の抑制

| 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | |
|-----------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 森林の整備・保全 【重点】</p> <ul style="list-style-type: none">・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や作業道の整備を計画的に推進する。・エゾシカ、野ネズミなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。 <p>(2) 農地・農業水利施設等の保全管理</p> <ul style="list-style-type: none">・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。 |
| 指標 | ・森林整備面積 107ha(R1) → 134ha(R5) |

(7) 迅速な復旧・復興等

| 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | |
|--------------------------------|---|
| 施策 | <p>(1) 災害廃棄物の処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、国や北海道の計画との整合を図りながら、本町における災害廃棄物処理計画の策定を検討するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。 <p>(2) 地籍調査情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査結果等の情報を適切に管理する。 |
| 指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 → 策定 (R5) ・地籍調査進捗率 100%(R1) → 情報管理の継続 |

| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 | |
|-----------------------|--|
| 施策 | <p>(1) 災害対応に不可欠な建設業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。 ・災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。 <p>(2) 行政職員の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町と国・道との行政職員の相互応援体制を強化する。 |
| 指標 | — |

第4章 計画の推進

4-1 計画の推進期間等

本町の強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつも、社会情勢の変化や国・道の施策進捗などに応じた施策展開が必要となります。

そのため、本計画の推進期間は概ね5年（2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）まで）とします。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

4-2 計画の推進方法

(1) 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

《施策ごとの推進管理に必要な事項》

- ・当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・計画期間における施策の推進の工程
- ・当該施策の進捗状況および推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置の状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・指標の達成状況 等

(2) P D C Aサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前章で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国や道への政策提案を通じ、さらなる施策の推進につなげていくというP D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善の繰り返し）を構築し、小清水町の強靱化に向けた好循環を図っていきます。

4-3 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、本町のみならず国、道、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠です。また、施策プログラムは、「最悪の事態」を回避するための個別施策を庁内横断的な施策群として整理したものであり、各課が連携して施策を推進していくことが極めて重要です。

このため、全課横断的な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携による推進体制のもと関連施策の着実な推進を図ります。

さらに、実情を踏まえた計画の推進管理と最適化を行うため、全課を通じ、施策の進捗状況や課題等の把握を行い、本町全体の計画推進に反映させます。